

食品衛生法で定められた業種	営業の概要	申請手数料 (新規)	申請手数料 (更新)
飲食店営業	食べ物、飲み物を調理して提供する（旅館、レストラン、居酒屋、スナック）、弁当、仕出し、調理パンを製造する。	20,900円	16,500円
喫茶店営業	飲み物、かき氷、茶菓を提供する。コップ式自動販売機を設置する。	12,600円	10,300円
菓子製造業	ケーキ、クッキー等の菓子類、パン、せんべいの製造をする。	18,000円	14,700円
あん類製造業	豆類を蒸煮し、砕いて製造する。	18,000円	14,700円
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、その他液体を混和したものを凍結させた食品を製造する。	18,000円	14,700円
乳処理業	牛乳、殺菌山羊乳、脱脂乳、加工乳の処理又は製造を行う。	26,600円	21,100円
特別牛乳搾取処理業	特別牛乳の搾取、処理を一貫して行う。	26,600円	21,100円
乳製品製造業	クリーム、バター、チーズ、乳等を主原料とする食品等を製造する。	26,600円	21,100円
集乳業	生牛乳又は生山羊乳を集荷し、保存する。	12,600円	10,300円
乳類販売業	直接飲用される牛乳や乳飲料等を販売する。 (自動販売機も含む)	12,600円	10,300円
食肉処理業	と殺解体した鳥獣の肉等を分割細切する。野生獣畜を解体する。	26,600円	21,100円
食肉販売業	鳥獣の生肉（骨、内臓を含む）を保管、販売する。	12,600円	10,300円
食肉製品製造業	ハム、ソーセージ、ローストビーフ等の食肉製品を製造する。	26,600円	21,100円
魚介類販売業	施設を設けて、鮮魚介類（冷凍を含む）を販売する。	12,600円	10,300円
魚介類せり売営業	主としてせりの形態により魚介類を販売する。	26,600円	21,100円
魚肉ねり製品製造業	魚肉ハム、魚肉ソーセージ、かまぼこ等を製造する。	20,900円	16,500円
食品の冷凍または冷蔵業	食品を冷凍または冷蔵状態で保管する営業、もしくは冷凍食品を製造する。	26,600円	21,100円
食品の放射線照射業	ばれいしょの発芽防止の目的で放射線を照射する。	26,600円	21,100円
清涼飲料水製造業	ジュース、コーヒー等清涼飲料水を製造する。	26,600円	21,100円
乳酸菌飲料製造業	乳等に乳酸菌又は酵母を混和して発酵させた飲料を製造する。	18,000円	14,700円
冰雪製造業	氷を製造する。	26,600円	21,100円
冰雪販売業	氷を仕入れて小売業者等に販売する。	18,000円	14,700円
食用油脂製造業	サラダ油、天ぷらあぶら等の食用油脂を製造する。	26,600円	21,100円
マーガリン又はショートニング製造業	マーガリン又はショートニングを製造する。	26,600円	21,100円
みそ製造業	みそを製造する。	20,900円	16,500円
しょうゆ製造業	しょうゆを製造する。	20,900円	16,500円

ソース類製造業	ウスターソース、ケチャップ、マヨネーズ、焼き肉のたれ等を製造する。	20,900円	16,500円
酒類製造業	酒の仕入れから搾りまでを行う。	20,900円	16,500円
豆腐製造業	豆腐を製造する、原料から油揚げ等のみを製造する。	18,000円	14,700円
納豆製造業	納豆を製造する。	18,000円	14,700円
めん類製造業	生めん、ゆでめん、乾めん、そば、マカロニ等を製造する。	18,000円	14,700円
そうざい製造業	そのまま食べられるおかず類（煮物、焼き物、揚げ物等）を製造する。（ゆでかに・ゆでえびの製造を含む。）	26,600円	21,100円
缶詰又は瓶詰製造業	相当期間保存することを目的として缶又は瓶に入れ、再び容易に復元できないような方法で密封する。	26,600円	21,100円
添加物製造業	食品衛生法で規格が定められた添加物を製造する。	26,600円	21,100円

（北海道）	営業の概要	申請手数料
臨時営業	行事・祭典等において、簡易な施設を設けて、飲食店・喫茶店・菓子製造業・乳類販売業・魚介類販売業・食肉販売業・食品販売業※を取得し営業を行う。	2,200円 （減免後） ※5,800円 （減免なし）

条例で定められた業種（北海道）	営業の概要	申請手数料（新規）	申請手数料（更新）
行商	施設を設けずに菓子類・アイスクリーム類・魚介類・豆腐及びその加工品・生めん類・そう菜類・米飯類を販売する。	2,450円	1,900円
食品販売業	施設を設けて菓子類（汚染防止措置をとられているものを除く）・アイスクリーム類・そう菜類・半乾魚及び塩蔵魚・魚肉ねり製品・生めん類・米飯類・生あん・豆腐及びその加工品・こんにゃく・はかり売りするみそ・しゅうゆ及び酒類・食肉製品を販売、食品添加物を卸売りする営業。	5,800円	4,950円
水産加工品製造業	たらこ、塩辛、いずし、ゆでだこ、むしりたら、そうざい、燻製、そばろ、むしりたら、筋子、みりん干し、生うに、生食用貝類のむき身（カキを除く）等を製造する。	8,200円	7,350円
豆腐の加工品製造業	豆腐を仕入れて加工品を製造する。		
漬物製造業	漬物を製造する。		
その他の製造業	こんにゃく及びところてん製造業、水飴製造業、菓子種製造業、こうじ製造業、容器包装入り食品製造業		
かき処理業	処理場を設けて、カキの処理を行う。	7,600円	6,300円